



2005年3月22日

Addendum 変更点を含む

IATA 危険物規則書 2005年1月1日 第46版の主な変更点

ライト兄弟が僅か101年前の1903年12月17日の早朝、キティホークの砂丘に立って人類初めて操縦し、かつ、持続した動力飛行に成功した時、今日われわれが当たり前のように慣れ親しんでいる大量輸送のジェット機に発展するとは思ひも寄らなかったであろうし、まして、その航空機を使って平和を破壊するようなテロ行為が行なわれようとは夢にも思わなかったであろう。航空機は驚異的に日進月歩の歩みを続け、今では世界交易になくはならない輸送手段となっている。生き物から、海産物、機械類、医薬品、化学薬品とありとあらゆる商品が空を飛んでいる。

ICAOが危険物の航空輸送に規制を加えたのは1953年の事である。これを受けてIATAが業界のためにユーザー・フレンドリーなIATA危険物規則書の第1版を発行したのが1956年である。偶然であるが、筆者がパンアメリカン航空会社に就職し、航空業界に身を投じたのが、奇しくもその1956年なのだ。第1版は「Restricted Articles Regulations」と呼ばれ、危険物も当時はRestricted Articlesの文言からREARTと呼ばれていた。今は名称もICAOにならって「Dangerous Goods Regulations」と変わり、危険物もREARTでなくDGと呼ばれるようになっている。しかし、Restrictedの頭文字のRは今でも危険物の三文字コードの頭に(RFL, RPB, RCMなど)その名を留めている。

ICAOは2年に一度、「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air)を発行し、IATAはそれを受けて1年に1度IATA危険物規則書を発行している。来年から有効なICAO技術指針は2005/2006年版で、今回はICAOの2年に1度の改訂サイクルに当たるので、IATA危険物規則書の2005年第46版(IATA Dangerous Goods Regulations 46th Edition)には結構多くの変更点がある。しかし、ここに掲示した変更点は、変更点の中で主なものと考えられるものを列記するのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべては第46版の欄外に所定のマークを付して注意を喚起してある。

以下に、主な変更点と思われるものを列記するので、参考にして欲しい。

第1章「適用」に関わる変更点

1.2.7 税関など関係当局が危険物の収納されている容器を開梱した場合、税関などの当事者が検査後、当該包装物を更に安全に輸送出来るよう包装物の現状回復を「危険物包装についての資格を有する者」によって行なわなければならないという新パラグラフが挿入された。

1.3.2 危険物は、圧力差試験など航空輸送に適した要件を満たさなければならないことを義務付けた新パラグラフが追加された。

1.3.3.1 病気を移しやすい物質の輸送について荷送人が準備をする事項に関わるこの項目は削除された。

1.5.A 教育訓練に関わる表1.5.Aが変更になった。

荷送人と梱包担当者、フレイト・フォワード、運航者(航空会社)と地上作業員、保安関係者と職種の分類が明確になり、それぞれの訓練項目が分類され解りやすくなった。全職種に必須として新たに「無申告の危険物の探知」という訓練項目が加わったことに特に留意すること。添付したTable 1.5.AはICAOの危険物パネルの討議資料の抜粋なので、DGR 46版発刊時に文章が多少変更になることがあるかも知れないが、大筋に変わりはない。

Table 1.5A Content of Training Courses

Aspects of transport of dangerous goods by air with which they should be familiar, as a minimum	Shippers and Packers		Freight Forwarders			Operators and ground handling agents						Security Screeners
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
General philosophy	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
Limitations	X		X	X		X	X		X	X	X	X
General requirements for shippers	X		X			X						
Classification	X	X	X			X						
List of dangerous goods	X	X	X			X				X		
General packing requirements	X	X	X			X						
Labelling and marking	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
Dangerous goods transport document and other relevant documentation	X		X	X		X	X					
Acceptance procedures						X						
Recognition of undeclared dangerous goods	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
Storage and loading procedures					X	X		X		X		
Pilots' notification						X		X		X		
Provisions for passengers and crew	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
Emergency procedures	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

KEY

- 1 — Shippers and persons undertaking the responsibilities of shippers'
- 2 — Packers
- 3 — Staff of freight forwarders involved in processing dangerous goods
- 4 — Staff of freight forwarders involved in processing cargo (other than dangerous goods)
- 5 — Staff of freight forwarders involved in the handling, storage and loading of cargo
- 6 — Operator's and ground handling agent's staff accepting dangerous goods
- 7 — Operator's and ground handling agent's staff accepting cargo (other than dangerous goods)
- 8 — Operator's and ground handling agent's staff responsible for the handling, storage and loading of cargo and baggage
- 9 — Passenger-handling staff
- 10 — Flight crew members and load planners
- 11 — Crew members (other than flight crew members)
- 12 — Security staff who deal with the screening of passengers and their baggage and cargo

Note 1. — Depending on the responsibilities of the person, the aspects of training to be covered may vary from those shown in the table. For example, it may be more appropriate for a packer to cover the aspects with which a shipper should be familiar

Please note that this is a draft taken from the ICAO DGP Report and may vary slightly in the 46th edition of the IATA Dangerous Goods Regulations. Check against the new DGR when available.

1.6 危険物の保安 Dangerous Goods Security

危険物の輸送に絡む保安に関する義務について国連は新しいパラグラフを設けた。1.6の内容は現段階では勧告に過ぎないが、各国政府が国内の道路運送法などに必須事項として採用することを期待し、荷送人が危険物の保安についても規定を遵守するようになることを願っている。新しく追加されたアメリカ政府例外規定 USG-17 により、アメリカ発、着および通過する危険物については、アメリカ連邦規則 Part 172, subpart 1 に記載されている上述の危険物の保安について **must comply** (遵守しなければならない)と義務付けているので、アメリカ向け、アメリカ経由の危険物貨物の出荷については遵守しなければならない。

第2章「制限」に関わる変更点

- 2.3 乗員・乗客が機内に持ち込む危険物について弾薬とエアゾールについての規定を修正した。
- 2.7 6.2 免除された量の危険物 (Dangerous Goods in Excepted Quantities 微量危険物) のラベルの作成に関して 2.7.6.2 の記述で混載業者、フォワーダー、貨物代理店に課せられていた制限を撤廃した。第8章の変更点で後述する「危険物申告書」の作成と同様に、微量危険物ラベルを荷主以外に荷主の依頼の元に責任を持って混載業者、フォワーダー、IATA 貨物代理店が作成・署名することが許される事になった。微量危険物の不実記載や誤りは署名を行なった者の責任となる。
- 2.9.2 政府例外規定については、カナダ、フランス、サウジアラビア、南アフリカ、ウクライナ、イギリス及びアメリカが例外規定を改訂しているので注意すること。また、中国が例外規定 CNG-01 で危険物を搭載して中国へ、中国から、および中国の上空を飛行する場合に事前に中国民用航空総局 (General Administration of Civil Aviation of China)の書面による許可を必要とする公表した。緊急連絡電話番号の掲載を申告書に求める国がアメリカ USG-12 に加え、カナダ CAG-15 および CAG-16、フランス FRG-09、スリランカ VCG-07、南アフリカ ZAG-04 と増え、航空会社でも運航者例外規定を設け、緊急連絡電

話番号を危険物申告書や AWB もしくは輸送物に付けなければならないとした会社が EK-01 (エミレーツ航空)、GF-06 (ガルフ航空)、IC-11 (インディアン航空)、JJ-03 (TAM 航空)、JL-11 (日本航空)、KA-06 (香港ドラゴン航空)、LH-08 (ルフトハンザ・ドイツ航空)、MH-04 (マレーシア航空)、MX-10 (メキシカーナ航空)、PZ-03 (メルコスール航空)、RG-06 (ヴァリグ・ブラジル航空)、SK-06 (スカンジナビア航空)、SQ-08 (シンガポール航空)、TK-02 (トルコ航空)、TN-01 (タヒチ・ヌイ航空)、TR-06 (トランスブラジル航空)と増えている。

2.9.4 運航者例外規定については数多くの新設、改訂があるので注意をすること。

第3章「分類」の変更点について

3.2.5.2 引火性と非引火性のエアゾールの分類を国連の Model Regulations (オレンジ・ブック) 第13改訂版に基づいて変更した。

3.6.2 **区分 6.2 病毒を移しやすい物質 (Infectious substances)** が大幅に変更になった。DGR 45 版の付録「I」で事前紹介されていたように大幅な変更が DGR 本体に挿入された。先ずは分類から Diagnostic specimens (診断用検体) が消え、新たに Cultures (laboratory stock) 培養物 (実験室用素材) が加わった。さらに、3月22日の Addendum で Cultures の laboratory stock が削除され、新たに「患者の検体 (Patient Specimens) が加わり、新分類は次の五つになった。

3.6.2.1. Definition 定義

3.6.2.1.1 Infectious substances 病毒を移しやすい物質

3.6.2.1.2 Biological products 応用生物学的 (バイオ) 製品

3.6.2.1.3 Cultures 培養物

3.6.2.1.4 Patient specimens 患者の検体

3.6.2.1.5 Medical or clinical wastes 臨床廃棄物もしくは診療廃棄物

診断用検体 “Diagnostic specimen” の定義は無くなった。診断用検体は物質としての分類よりも「目的としての分類」として考えられる。診断用検体とは診断または調査を目的として輸送される物質を指す。しかし、診断用検体 “Diagnostic specimen” という用語は広く使用されており、すでに国連番号 UN3373 が割り当てられているので、この用語は正式輸送品目名として 2007 年 1 月 1 日までは存続する。

3.6.2.2 Infectious substances の分類

3.6.2.2.1 病毒を移しやすい物質は区分 6.2 に分類され、UN2814, UN2900, UN3291 もしくは UN3373 に適宜割り当てられなければならない。

3.6.2.2.2 病毒を移しやすい物質は次の種類に分けられる。

3.6.2.2.2.1 Category A: ある形態で輸送されている病毒を移しやすい物質が外部に露出されたとき、人もしくは動物に恒久的な傷害を起こすか、致命的もしくは不治の病を起こさせる可能性のあるものを指す。この基準に合致する物質の代表例は Table 3.6.D に掲げている。

注: 病毒を移しやすい物質がその保護容器から外部に放出され、人もしくは動物に物理的に接触したときに露出が発生する。

(a) この基準に合致する病毒を移しやすい物質が人もしくは人と動物の双方に病気を起こさせるものは UN2814 に割り当て、動物のみに病気を起こさせるものは UN2900 に割り当てる。

(b) UN2814 もしくは UN2900 に割り当てる基準は、知られている過去の病歴、感染源である人もしくは動物の症状、地方特有の状況、または感染源の人もしくは動物の個々の環境に関する専門的な判断に基づいて行なわなければならない。

注: UN2814 の正式輸送品目名は **Infectious substance, affecting humans** であり、UN2900 の正式輸送品目名は **Infectious substance, affecting animals** である。の代わりにその病原菌の学術名、技術名を括弧に入れて追記する。

3.6.2.2.2.2 Category B: Category A の基準に満たない病毒を移しやすい物質を指す。Category B に属する物質は UN3373 に割り当てられる。

注: UN3373 の正式輸送品目名は **Diagnostic specimens, Clinical specimens** もしくは **Biological substances, category B** である。2007 年 1 月 1 日より Diagnostic

specimens と Clinical specimens の名称は使用できなくなる予定である。

病毒を移しやすい物質に関わる特別規定

A81 UN2814 Infectious substance, affecting humans もしくは UN2900 Infectious substance, affecting animals に適用

J 欄と L 欄に提示してある数量は、人体、人体の一部もしくは臓器には適用しない。この特別規定による運送はその旨、申告書に記述が必要である。

A140 UN2814 および UN2900 に適用

申告書作成に当り正式輸送品目名を技術名で補足しなければならない(4.1.2 参照)。技術名は外装容器に記載する必要は無い。輸送される病毒を移しやすい物質の名称が判明しないが、Category A の基準に該当する疑いがあり、UN2814 もしくは UN2900 を割り当てる必要がある場合、“suspected Category A infectious substance”(Category A の疑いのある病毒を移しやすい物質)という言葉を含弧の中に入れ、申告書上の正式輸送品目名に付け足さなければならない。外装容器への記述は不要である。

A141 Addendum で全文削除された。

使用する包装基準

PI 602 – UN2814 および UN2900 に使用する。

PI 622 – UN3291 Chemical Waste (医療廃棄物) または Medical Waste (臨床廃棄物) に使用する。

PI 650 – UN3373 Diagnostic specimens, Clinical specimens と Biological substance, category B に使用する。

PI650 の数量規制は、液体については内装容器に 1 L、外装容器に 4 L となる。固体については外装容器に 4 kg を限度とする。内装容器に対しては特に制限を設けず、外装容器さえ 4 kg を超えていなければ差し支えない。

外装容器に“DIAGNOSTIC SPECIMENS”, “CLINICAL SPECIMENS” もしくは “BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B” と記載され、その近辺に下掲の UN3373 のマークが表示されていなければならない。外装容器の一面は最低 100mm x 100mm(4 x 4 in)の寸法を必要とする。



第4章「識別」に関わる変更点

4.1 正式輸送品目名の選び方について、正式輸送品目名の体系をより理解しやすいように書き直した。

4.2 危険物リストは国連のモデル・レギュレーション (オレンジ本) に整合性を持たせて約 130 点改訂されている。改訂の多くは、同一物質を液状で輸送する場合と、固体で輸送する場合に別の国連番号を新たに付したものである。

4.4 特別規定については A132 から A144 と新しい特別規定が加えられた。また、数多くの変更点もあるので、各特別規定をよく読むこと。さらに、特別規定の効力により非危険物として輸送されるものについては、“Not Restricted”として輸送される根拠として AWB にその特別規定番号を明記しなければならない。

A21 ハイブリッド電動車両の輸送に関する項目を付け加えた。

A41 透過装置 (permeation device) に関して ICAO の文章と整合性を持たせた。その結果、包装基準 951 は削除された。

A81 Risk Group 4 に含まれる病原菌に関わる文章を削除・改訂した。第一次容器の制限量 1L

を削除した。

A88 試作品のリチウム電池は貨物専用機のみで輸送が可能であるが、輸送には発地国政府の然るべき官庁の許可を得る必要がある。

A111 使用できない化学酸素発生器は輸送禁止となった。

A112 消費者用商品(consumer commodity) に含めてもよい特定の分類および包装等級に加えて、旅客機で輸送不可となっている物質も Consumer commodity として輸送してはならないと決まった。

A140 Category A (UN2814 および UN2900)の正式輸送品目名を外装容器に記すときは技術名を省いて構わない。病原菌の名称が分からない場合、特別規定 A140 は技術名を“suspected category A infectious substance”(Category A の疑いのあるウイルスを移しやすい物質)として表示して差し支えないとしている。

A144 この新しい特別規定は小さな化学酸素発生器を含む Protective Breathing Equipment (PBE) を 2 個まで特定の要件を満たした上で旅客機輸送を認めている。

第 5 章「包装」に関わる変更点

P.I.213 以前、包装基準 200 に該当していた UN1044 Fire extinguisher に対して新しい包装基準 PI 213 が設定された。

P.I.602 外装容器は硬質 (rigid) なものでなければならないことになった。危険物申告書に“prior arrangement”(事前の手配)が成された旨の記載は不要になった。

P.I.650 外装容器は硬質 (rigid) なものでなければならないことになった。微量(30mL 以下)の Class 4、8 または 9 の物質をウイルスを移しやすい物質と同一の包装に入れても差し支えない。

P.I.900 引火性ガスで作動する車両を輸送のために準備にあたって代替方法が加えられた。

P.I. 951 削除された。

第 6 章「包装の規格と性能検査」に関わる変更点

6.0.4.1 国連規格のマーキング(UN specification markings) は外装容器に直接刻印されているか印刷されていないと定められた。

6.4.2.3 シリンダーの定期検査と試験に関する国連の追加規定が加えられた。

第 7 章「マーキングとラベリング」に関わる変更点

7.1.4 オーバーパックの中に入っている外装容器の国連規格マーキング、少量危険物の場合 LTD QTY のマーキングや個々のマーキングやラベリングが見えないオーバーパックの外表面に今まで記入していた“Inner packages comply with prescribed specifications”の文言の代わりに“OVERPACK”と言う表示が必要である。複数の危険物容器をオーバーパックに収納した場合、外から目視できるか否かを問わず、オーバーパック内の各包装物には危険物の数量がそれぞれ個々の包装物に記載されていなければならない。オーバーパックが 2 個以上ある場合は、オーバーパックにも、数量表記は必要になる。

7.1.5.1 (d) 第 2 分類から第 6 分類および第 8 分類の物件または物質についての数量表示は外装容器が 2 個以上の時に限ると明確になった。新たに(h)を加え、Protective Breathing Equipment (PBE 保護呼吸装置)の特別規定 A144 に従って必要な宣言文を示した。

7.1.5.8 航空適合マーク“Air Eligibility Marking”は廃止になった。代わりに、前述の DGR 1.3 で危険物は圧力差試験など航空輸送に適した要件を満たさなければならないことを義務付けた。これを受けて、後述の 8.1 危険物申告書に記載されているように新しい宣言文が必要になった。

7.2.2.3 ガス・シリンダーに関して危険性ラベルの例外寸法が認められた。

7.2.4.5「熱源から隔離(Keep Away from Heat)」ラベルを適応する危険性のラベルに加えて、区分 4.1 の自己反応性物質と区分 5.2 の有機酸化物を収納した外装容器およびオーバーパックに貼らなければならない。(DGR 特別規定 A20 及び 7.2.4.5 参照)このラベルは 2004 年 12 月 31 日までは任意だったが、2005 年 1 月 1 日からは必須となった。

7.4.6 Keep Away From Heat

FIGURE 7.4.F
Keep Away From Heat



Name: Keep Away From Heat
Minimum dimensions: 74 x 105 mm
Colour: Red and Black on a White background

7.2.4.6 放射性物質 – 適用除外包装物 (Radioactive Material, Excepted Package) の取扱
いはラベルはすべての放射性物質適用除外包装物 (訳者注: 別名で、免除された包装物、
または、微量放射性物質と呼ばれている) に貼られることが望ましい。(図 7.4.G 参照)
Note: 導入を容易にするため、放射性物質 – 適用除外包装物 (Radioactive Material,
Excepted Package) の取扱いはラベルは 2005 年 1 月 1 日より貼り付けが望ましいものとし
る。2007 年 1 月 1 日から、その貼り付けは必須となる。

10.7.8.1 Radioactive Material - Excepted Package

FIGURE 10.7.8.A
Radioactive Material - Excepted
Package



Name: Radioactive Material - Excepted Package
Cargo IMP Code: RRE
Colour: The border of the label must have red diagonal hatchings. The label may be printed in black and red on white paper or it may be printed in red only on white paper

Note: The text "The information for this package need not appear on the Notification to Captain (NOTOC)" is optional and does not have to appear on the label.

第 8 章「書類」に関する変更点

8.1.2.5 複数ページの危険物申告書について要件が明確になった。

8.1.1 および 8.1.2 **荷送人の危険物申告書 (Shipper's Declaration for Dangerous Goods) の書式と記入方法が変更になった。** 今回の改訂の中でも大きな変更点である。

新書式は下に掲載してある。変更点は：

8.1.4.1 混載業者、フレイト・フォワード、IATA 貨物代理店が荷送人との雇用契約に基づき荷送人に代わり荷送人の責任を代行し、危険物申告書を作成・署名することを許した。これに伴い書式上の当該制約文を削除した。航空会社の社名とロゴと Non-Radioactive と Radioactive の区別をする欄の中間にある WARNING で始まる注意書である。旧書式を使用して荷送人以外の者が作成もしくは署名をする時には、“This Declaration must not, in any circumstances, be ………” の文章を横線で削除する必要がある。この制約が削除されたことにより、本来の荷送人に代わり混載業者、フォワードまたは貨物代理店が危険物申告書を作成してくる場合が多くなると思える。化学薬品などのメーカーである個々のシッパーと異なり、混載業者が製品の化学分析などを行なうとは思えない。メーカーから提供された MSDS (Material Safety Data Sheet) を混載業者が読んで解釈して分類・識別を行なってくると思える。混載業者が誤った判断の元に行なった分類・識別が間違っている場合は、メーカーが誤った MSDS を提出しない限り、当然のごとく分類・識別の誤りについては混載業者が責任を負わなくてはならない。航空会社の多くは自衛のため、MSDS の提出を求める会社が多くなると思える。

8.1.6.9 危険物の記入欄の順序が UN/ID 番号、正式輸送品目名、主危険性と括弧内に入れて表示する副次危険性、包装等級の順番に変更になった。この変更は記入順序を一本化した国連専門家委員会の決定に従うもので、国連モデル・レギュレーション第 14 改訂版に反映される。完全実施は 2007 年 1 月 1 日からとなる。

8.1.6.12 下部の署名欄の左側の宣誓文に追加の宣誓文が加えられたことである。追加の宣誓文は、“I declare that all of the applicable air transport requirements have been met.” (私は適用する航空輸送に関する必要要件をすべて満たしたことを証明します) の文言で、この文章が書名欄の左側の宣誓文に印刷・タイプ・ゴム印などを用いて追記されているか、書式の Additional Handling Information の欄に同様、タイプ、ゴム印などにより追記されていないと加えなければならない。この宣誓文は容器の航空適合マークに代わって要求されるものである。図 8.1.A および図 8.1.B に示されている危険物申告書にはこの宣誓文が加えられている。

2004 年 12 月 31 日以降、現行の PSN、Class、UN ナンバー、PG、Sub risk の順序で書かれている申告書はそのままでは使用できない。上記の追加宣誓文を加えなければならない。

2005 年 1 月 1 日以降は現行の書式に追加宣誓文を加えたものに、PSN、Class (Sub risk)、UN ナンバー、PG の順序で記入するか、もしくは、UN ナンバー、PSN、Class (Sub risk)、PG の順序になっている新申告書を使用する。

例：記載順序は Acetyl alcohol, 3 (8), UN1717, II もしくは、UN1717 Acetyl alcohol 3 (8) II

8.1.7 危険物申告書の新書式には、危険物情報の記載順序の変更、フォワード、混載業者および IATA 貨物代理店の書式作成・署名に関する禁止条項、ならびに、航空輸送に関わる宣誓文の挿入がされている。荷送人が旧書式を 2006 年 12 月 31 日まで引き続き使用できるように危険物情報の記載方法、航空輸送に関する宣誓文の要件を記してある。

SHIPPER'S DECLARATION FOR DANGEROUS GOODS

Shipper		Air Waybill No.		Page of Pages		Shipper's Reference Number (optional)	
Consignee		For optional use for Company logo name and address					
Two completed and signed copies of this Declaration must be handed to the operator.				WARNING			
TRANSPORT DETAILS This shipment is within the limitations prescribed for: (delete non-applicable) <input type="checkbox"/> PASSENGER AND CARGO AIRCRAFT <input type="checkbox"/> CARGO AIRCRAFT ONLY				Airport of Departure: Failure to comply in all respects with the applicable Dangerous Goods Regulations may be in breach of the applicable law, subject to legal penalties.			
Airport of Destination:				Shipment type: (delete non-applicable) <input checked="" type="checkbox"/> REGULATED <input type="checkbox"/> NON-REGULATED			
NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS							
Dangerous Goods Identification							
UN or ID No.	Proper Shipping Name	Class or Division (Subsidiary Risk)	Packing Group	Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization	
Additional Handling Information							
I hereby declare that the contents of this consignment are fully and accurately described above by the proper shipping name, and are classified, packaged, marked and labelled/placarded, and are in all respects in proper condition for transport according to applicable international and national governmental regulations. I declare that all of the applicable air transport requirements have been met.				Name/Title of Signatory Place and Date Signature <small>(See marking above)</small>			

2007年1月1日からは新書式のみが使用を許され必須となる。

従って2006年12月31日までは新書式と旧書式の併用となる。その間、旧書式を使用するときは、下記の要綱を守らなければならない。

- a) 副次危険性がある物質または物件を輸送する際には、主危険性を記入する欄に、副次危険性の番号を括弧の中に入れ、主危険性の分類番号もしくは区分番号の直ぐ後ろに記入すること。旧書式の主危険性欄は幅が狭いので、主危険性の番号の後ろに副次危険性の番号を括弧の中に入れて記入しにくい場合には、主危険性の番号の真下に括弧に入れて副次危険性の番号を記入しても良い。旧書式の副次危険性の欄は空欄としておくこと。

例 1. 新書式使用の場合の記入方法

NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS						
Dangerous Goods Identification				Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization
UN Or ID No.	Proper Shipping Name	Class or Division (Subsidiary Risk)	Pack-ing Group			
UN1717	Acetylene Chloride	3 (8)	II	1 Fibreboard box 1L	306	

例 2. 旧書式使用の場合の記入方法

NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS							
Dangerous Goods Identification					Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization
Proper Shipping Name	Class or Division	UN or ID No.	Pack-ing Group	Subsidiary Risk			
Acetylene chloride	3 (8)	UN 1717	II		1 Fibreboard Box 1L	306	
Acetylene chloride	または 3 (8)	UN1717	II				

Subsidiary Risk 欄は空白にし、副次危険性は **Class or Division** 欄にカッコの中に表示し、主危険性の後ろにもしくは場所が無ければ、その真下に記入する。

追加の宣誓文: "I declare that all of the applicable air transport requirements have been met." はタイプで署名欄の左隣の宣誓文に追加されているか、タイプ、ゴム印などによって Additional Handling Information 欄に明記されていなければならない。

- b) 追加された宣誓文 “I declare that all of the applicable air transport requirements have been met.”は旧書式の現在の宣誓文に続いてその後に追加してタイプするか、Additional Handling Information の欄に記入すること。タイプの代わりにゴム印でも良いが、宣誓文であるので必ず荷送人が署名をする前に記入しなければならない。

8.2.6 特別規定の効力で“Not Restricted”、即ち、危険物に該当しなくなった場合、その旨 Air Waybill に付記がされなければならない。

第9章「取扱い」に関わる変更点

- 9.1.2 病ウイルスを移しやすい物質の受託に関しての要件は、経路以外、削除された。
9.1.4 正式輸送品目名のドットなどの欠如は誤りに値しないと明記された。また、微量の危険物 “Dangerous goods in Excepted Quantities” および免除された放射性物質 “Excepted Packages of Radioactive Materials” の取扱いにはチェック・リストは不要である旨、明記された。
9.5.2 航空会社はマニュアルなどを通じて、航空機の各貨物室に搭載できる最大のドライ・アイスの数量を明示しなければならない。

第10章「放射性物質」に関わる変更点

アメリカがアメリカ合衆国連邦規則 49 CFR での放射性物質の定義「70 KBq/kg (2 nCi/g)以上の物質」をもって放射性物質と言うようになっていたが、2005年1月1日よりIAEA TS-R-1の数値を認めたので、世界は一つの共通基準を持てるようになった。従って、45版に付録 G として掲載されていたアメリカ適用の数値表は削除された。

10.7.4.4.3 放射性物質適用除外包装物ラベル (Radioactive Material, Excepted Package Label) 10.7.4.4.3.1 事前警告: 2007年1月1日より適用除外包装物 (免除された包装物、微量放射

性物質とも言う)には取扱ラベルが必須となる。(図 10.7.8.A 参照)このラベルは図 10.7.8.A に掲示されている形状、色、形式および文字と同じでなければならない。このラベルはコントラストした地色の容器に貼り付けるか、印刷されていなければならない。容器がオーバーパックされている場合は、このラベルは外からハッキリと見えなければならない。ハッキリと見えない場合は、オーバーパック外表面に再現されていなければならない。

注: 導入を容易にするため、この取扱いラベルは2005年1月1日から実施されることが望ましい。

Appendix 付録に関わる変更点

Appendix A “FREIGHT FORWARDER”の定義を ICAO が与えている定義と整合性を持たせた。新しい定義には特に DGR 1.5 で義務付けられている危険物に関する教育訓練要綱が加えられている。

Appendix C 表 C.2 Organic Peroxide 有機酸化物に多くの変更点がある。

Appendix E 監督官庁を最新のものにした。

Appendix F 表 F.1 と表 F.2 に若干の変更がある。

Appendix G 放射性物質の A1 値と A2 値について、アメリカが世界の数値に同調し、IAEA TS-R-1 の要件を認めたので Appendix G の表は削除された。

Appendix H IATA 書籍販売代理店名簿と IATA 危険物訓練校の名簿は Appendix G に繰り上げられた。

Appendix I 病ウイルスを移しやすい物質の予告編であった Appendix I は全本文体に組み込まれたので削除された。

冒頭にも書いたが、航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な主義信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。

更に詳しく学びたい方々は <http://www.airtransport-tozai.com> にアクセスしてセミナーに参加し、IATA 所定の危険物取扱い資格を取得されたい。

以上